証券コード　6099
平成28年３月10日

株　主　各　位

長野県松本市出川町１５番１２号
株式会社　エ　ラ　ン
代表取締役社長　櫻　井　英　治

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月25日（金曜日）　午前11時

２．場　　所　長野県松本市深志１－３－21
松本 東急ＲＥＩホテル（旧　松本東急イン）
３階「クリスタルルーム」
（昨年と同じ会場ですが、会場名が異なりますので、お間違いのないよう末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第22期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　監査役の報酬額改定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.kkelan.com）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の成長戦略に基づく経済政策の実施により、雇用・所得環境に改善傾向が見られ、また原油価格の下落や円安などを背景に企業業績の改善が進み、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、欧州金融不安に加え、中国景気の減速などから依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する医療・介護業界につきましては、わが国が超高齢社会を迎えたこともあり、市場規模はますます拡大するものと思われます。

こうした環境の中、当社は、介護医療関連事業の主力サービスである「ＣＳ（ケア・サポート）セット」をより普及・拡大させるために、全営業拠点を挙げて積極的に施設（病院及び介護老人保健施設等）に対して営業活動を展開してまいりました。なお、当社の営業拠点数は、平成27年３月に埼玉県さいたま市大宮区にさいたま支店を開設したことにより10拠点になりました。これにより、当事業年度の新規導入の施設数は142施設、解約施設数は14施設となり、当事業年度末のＣＳセット導入施設数は前事業年度末より128施設増加し644施設となりました。

また、平成27年７月１日を効力発生日として、当社普通株式を１株につき２株の割合をもって分割いたしました。これは、投資単位当たりの金額を引き下げるとともに、株式数を増加させることにより株式の流動性を高め、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることを目的とするものです。さらに、当社は平成27年11月９日をもって、東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

なお、特別損失に固定資産除却損19,363千円を計上しております。これは、前事業年度から開発を進めておりました物流システムについて、開発計画の見直し（機能縮小）を行ったことに伴い、開発を中止した機能に係る金額を損失処理したものであります。

この結果、当事業年度の売上高は9,011,284千円（前期比20.7％増）、営業利益は588,488千円（同35.7％増）、経常利益は591,406千円（同36.1％増）、当期純利益は363,050千円（同40.2％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、60,041千円であります。

その主なものは、システム開発費用40,873千円、本社隣接地の土地取得費用15,594千円、さいたま支店の内装工事費用1,894千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 19 期 (平成24年12月期)	第 20 期 (平成25年12月期)	第 21 期 (平成26年12月期)	第 22 期 [当事業年度] (平成27年12月期)
売　上　高(百万円)	4,601	6,024	7,463	9,011
経 常 利 益(百万円)	309	401	434	591
当 期 純 利 益(百万円)	184	247	258	363
1 株 当 た り 当期純利益金額 (円)	30.78	41.30	41.95	49.51
総　資　産(百万円)	1,737	2,267	3,702	4,309
純　資　産(百万円)	571	810	2,109	2,457
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	95.19	135.05	287.81	333.86

(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。
2．1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
3．平成24年8月17日付で普通株式1株につき50株、平成26年7月28日付で普通株式1株につき100株、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、医療・介護業界の市場規模全体の伸び率は老齢人口の増大に伴い、継続的に拡大する方向で推移することが予想されるものの、決して楽観できる状況とは考えておりません。今後の行政施策の変更や法改正が当社事業に多大な影響を及ぼす可能性、また当社の業態に類似した新規参入業者の出現など外部環境の変化により、競争が激化することも考えられます。

当社といたしましては、そのような外部環境の変化の中にあってもさらなる事業規模の拡大を推進していくために、以下の点に注力していくこととしております。

① 全国への営業・サービス網の整備

平成26年12月期の札幌支店の開設に続き、平成27年３月に埼玉県さいたま市大宮区にさいたま支店を開設しました。これにより北関東エリアに対してより細やかで迅速なサービスを提供することが可能となりました。今後、ＣＳセットの導入施設数を増やすべく、各エリアの需要動向等に合わせて人員配置の見直し等を行い、より積極的に活動していく予定です。

また、当事業年度に設置しました営業企画室の人員を拡充し、各営業拠点に向けてのサポート活動を行うことによって、より効果的・効率的な全国展開が行える体制を整えていきます。営業活動や施設でのＣＳセットの運営方法のレベルアップを図り、当社の営業活動の効率化・高度化を目指すとともに、利用者や導入施設その他関係者の満足度向上に繋げていきます。

② 知名度、ブランド力の向上

当社が介護医療関連事業として行っている衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービスは、首都圏やその周辺地域においてはある程度社会的認知が進んでいるものの、その他の地域における認知度は十分とはいえない状況であり、また、当社名及び「ＣＳセット」の認知度が十分な水準となっているとはいえません。一人でも多くの方にＣＳセットをご利用いただくためにも、ＣＳセットの利用者や取引先（病院・介護老人保健施設等及びリネンサプライ業者等）に対し、サービスの内容やメリットの訴求とともに、各々の関係先からのＣＳセットへの満足度を高める取り組みを継続していくことによって、当社名及び「ＣＳセット」の知名度、ブランド力を高めていく必要があるものと認識しております。

③ システム化の促進

当社は、ＣＳセットの運営に当たって、顧客情報管理（顧客情報及びＣＳセットの利用状況）、物流管理、営業活動管理等において情報システムを利用しております。今後もＣＳセット導入施設の増加に伴い、取り扱う情報量やこれに対応する事務作業が増加することが予想されます。これに対応するため、請求関連業務、物流関連業務、営業活動管理に関する情報システム化を積極的に推進することによって、より正確かつ効率的に業務を遂行するとともに、入手した各種データを分析することによって新たなビジネス展開の可能性も探ってまいります。

④ 人材の育成

当社は、社員の教育、育成を当社が永続的に成長するためには欠くことのできない重要な課題であると認識しております。これまでは、先輩社員から直接指導を受ける実践型の人材教育（ＯＪＴ）を人材育成の中心としておりましたが、より短期間で優秀な人材を育成すべく、新卒採用者への教育プログラムの見直しや中堅・幹部従業員向けの各種研修の拡充を図ります。これとともに、報酬体系や人事評価など人事制度全般の再構築を進めております（適用は平成29年12月期以後の予定）。

⑤ ＣＳセット利用料金の回収能力の向上

当社が提供するＣＳセットの利用者は、病院・介護老人保健施設等に入院、入所する個人です。病院・介護老人保健施設等の窓口において利

用申込みが行われますが、申込み時に利用者個人の信用能力の調査を行うことや経済力が乏しい個人からの利用申込みをお断りすることは現実的ではなく実施しておりません。また、利用中や退院・退所後に経済状態が悪化されることやお亡くなりになることもあることから、利用料金の一部について滞留及び貸倒れが発生します。

当社では、債権管理部門において書面及び電話によるきめ細やかな回収活動を実施しておりますが、今後の請求件数の増加に耐えうる債権回収体制を構築し、回収能力を向上してまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事業区分	事業内容
介護医療関連事業	病院に入院される方や、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類・タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「ＣＳ（ケア・サポート）セット」を展開しております。

⑹ 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

名称	所在地
本社	長野県松本市
札幌支店	北海道札幌市白石区
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区
相模原支店	神奈川県相模原市中央区
金沢支店	石川県金沢市
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
広島支店	広島県広島市中区
大阪支店	大阪府吹田市
四国支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市博多区

（注）さいたま支店は、平成27年３月に開設いたしました。

⑺ **従業員の状況**（平成27年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
143名（75名）	28名増（4名増）	30.0歳	4.1年

（注）従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（　）内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　　24,000,000株

（注）平成27年５月21日開催の取締役会決議により、平成27年７月１日付で株式分割（１株を２株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は12,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　　7,360,000株

（注）１．平成27年７月１日付の株式分割（１株を２株に分割）により、発行済株式の総数は3,665,000株増加しております。

２．ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は30,000株増加しております。

③ 株主数　　2,701名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
櫻井英治	2,160,000株	29.35%
中島信弘	1,690,000株	22.96%
佐藤幸夫	480,000株	6.52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	371,400株	5.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	231,200株	3.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	187,000株	2.54%
渡邉淳	120,000株	1.63%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	101,700株	1.38%
BNYML－NON TREATY ACCOUNT	78,200株	1.06%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	74,801株	1.02%

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		平成26年５月16日
新株予約権の数		450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　90,000株 (新株予約権1個につき　200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　18,000円 (1株当たり　180円)
権利行使期間		平成28年５月17日から 平成32年５月16日まで
主な行使の条件		(注) 3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　450個 目的となる株式数　90,000個 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―個 保有者数　―名
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―個 保有者数　―名

(注) 1．平成26年７月28日付で行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2．平成27年７月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3．新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会において正当な理由があると認められた場合（会社都合による退職、健康上の理由による退職等）にはこの限りではない。

新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻井英治	
専務取締役	中島信弘	業務部管掌
取締役	峯崎友宏	営業管掌
取締役ＣＦＯ	渡邉淳	経営管理部長
取締役	安藤剛照	
常勤監査役	林憲司	
監査役	髙木伸行	株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外監査役 名糖運輸株式会社社外監査役
監査役	愛川直秀	愛川法律事務所所長

（注）1．取締役　安藤剛照氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

2．監査役　髙木伸行氏及び監査役　愛川直秀氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

3．当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

① 平成27年３月25日開催の第21回定時株主総会において、新たに安藤剛照氏は取締役に選任され就任いたしました。

② 平成27年11月１日付にて、専務取締役　中島信弘氏は管理部長から業務部管掌に、取締役ＣＦＯ　渡邉　淳氏は経理財務部長から経営管理部長にそれぞれ就任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （1名）	126,714千円 （2,000千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	10,018千円 （4,608千円）
合計	8名	136,732千円

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、平成27年３月25日開催の第21回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただい

ております。

3．監査役の報酬限度額は、平成26年３月25日開催の第20回定時株主総会において年額11百万円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役安藤剛照氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

・監査役髙木伸行氏は、株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス及び名糖運輸株式会社の社外監査役であります。当社と各兼務先の間には特別の関係はありません。

・監査役愛川直秀氏は、愛川法律事務所所長であります。当社と兼務先の間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主　な　活　動　状　況
取締役　安藤剛照	平成27年３月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。長年にわたる複数の上場会社での経営経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　髙木伸行	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　愛川直秀	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月21日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しております。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び従業員に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

ロ．公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。

ハ．代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

ニ．反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及び、システムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。

ロ．リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に対し報告を行う。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ロ．取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び、社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び、監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。

ハ．各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べることができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、監査役に対し取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。

ロ．取締役及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。

ハ．その他の事項に関しても、監査役から報告を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。

ニ．監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

ロ．監査役は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査への立会を行う。

ハ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。

ニ．監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

⑹　内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

①　取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンスマニュアル」を用いたコンプライアンス教育を実施するほか、公益通報者保護法に対応した内部通報制度を運用しております。また、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執

行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その結果について、社長及び監査役への報告を行うほか、内部監査室マネージャーが定期的に取締役会に出席し、社外も含めた全ての役員に対する活動状況報告を実施しております。

反社会的勢力対応については、経営管理部総務人事課を主管部署とし、コンプライアンスマニュアルを用いて、いかなる場合においても反社会的勢力には金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。また、契約書等の締結にあたっては反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、必要な文書等を保存・管理し、取締役及び監査役は必要に応じてこれらの文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ＣＳセット利用者の個人情報に関わるリスクや貸倒リスク等、会社運営全般に関わるトラブル・リスクについては、適宜、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に報告が行われております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月１回の定時取締役会において、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行うほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「組織規程」及び「稟議規程」等によって意思決定手順を明確に定め、これに従った運用を行うことにより、職務執行の効率化を図っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の補助スタッフは配置しておりませんが、経営管理部総務人事課の担当者が取締役会開催時等において監査役の補助を実施しております。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

使用人から監査役への報告については、内部通報制度によることができるほか、監査役から報告要請があった場合には取締役及び使用人は、遅滞なく監査役への報告を行っております。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部監査室及び監査法人とも連携し、必要な情報収集及び意見交換を実施しております。また、監査役の職務執行に必要な費用の精算は適切に行っております。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,967,308**	**流動負債**	**1,851,848**
現金及び預金	1,894,111	買掛金	1,357,347
売掛金	1,257,600	未払金	232,270
商品	298,620	未払費用	28,315
前払費用	16,492	未払法人税等	134,489
未収入金	614,120	未払消費税等	51,011
繰延税金資産	71,433	従業員預り金	30,757
その他	6,750	賞与引当金	790
貸倒引当金	△191,821	その他	16,865
固定資産	**341,776**	**負債合計**	**1,851,848**
有形固定資産	**253,874**	（純資産の部）	
建物	122,418	**株主資本**	**2,455,996**
構築物	712	**資本金**	**557,676**
車両運搬具	8,833	**資本剰余金**	**527,676**
工具、器具及び備品	8,371	資本準備金	527,676
土地	113,538	**利益剰余金**	**1,370,644**
無形固定資産	**40,888**	利益準備金	7,500
ソフトウエア	30,052	その他利益剰余金	1,363,144
その他	10,835	別途積立金	12,500
投資その他の資産	**47,014**	繰越利益剰余金	1,350,644
投資有価証券	8,001	**評価・換算差額等**	**1,240**
敷金	31,888	**その他有価証券評価差額金**	**1,240**
繰延税金資産	3,739	**純資産合計**	**2,457,237**
その他	3,384		
資産合計	**4,309,085**	**負債純資産合計**	**4,309,085**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**9,011,284**
売上原価		**6,519,338**
売上総利益		**2,491,946**
販売費及び一般管理費		**1,903,457**
営業利益		**588,488**
営業外収益		
受取利息	357	
受取配当金	235	
受取家賃	555	
助成金収入	1,000	
その他	792	2,941
営業外費用		
支払利息	23	23
経常利益		**591,406**
特別利益		
固定資産売却益	50	50
特別損失		
固定資産除却損	19,363	19,363
税引前当期純利益		**572,092**
法人税、住民税及び事業税	216,711	
法人税等調整額	△7,669	209,042
当期純利益		**363,050**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	556,356	526,356	526,356	7,500	12,500	1,005,918
当期変動額						
新株の発行	1,320	1,320	1,320			
剰余金の配当						△18,325
当期純利益						363,050
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,320	1,320	1,320	－	－	344,725
当期末残高	557,676	527,676	527,676	7,500	12,500	1,350,644

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	1,025,918	2,108,630	982	982	2,109,613
当期変動額					
新株の発行		2,640			2,640
剰余金の配当	△18,325	△18,325			△18,325
当期純利益	363,050	363,050			363,050
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			257	257	257
当期変動額合計	344,725	347,365	257	257	347,623
当期末残高	1,370,644	2,455,996	1,240	1,240	2,457,237

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により算定しております。

②　たな卸資産

・商品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～38年
構築物	20～45年
車両運搬具	５～６年
工具、器具及び備品	２～15年

②　無形固定資産　　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　104,792千円

3．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,665,000株	3,695,000株	－株	7,360,000株

（注）発行済株式総数の増加の内訳は、以下のとおりです。

①平成27年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を実施したことによる増加　3,665,000株

②ストック・オプションの権利行使による増加　30,000株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年３月25日定時株主総会	普通株式	18,325	5	平成26年12月31日	平成27年３月26日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年３月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,160	6	平成27年12月31日	平成28年３月28日

4．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（流動の部）

繰延税金資産	
未払事業税	9,957千円
貸倒引当金	59,835千円
賞与引当金	299千円
商品評価損	1,340千円
繰延税金資産合計	71,433千円

（固定の部）

繰延税金資産	
繰延資産償却超過額	244千円
一括償却資産	762千円
減価償却費	2,515千円
固定資産除却損	802千円
繰延税金資産合計	4,324千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	585千円
繰延税金負債合計	585千円
繰延税金資産（固定の部）の純額	3,739千円

⑵　税効果会計に使用する法定実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に成立し、公布されました。これにより平成27年４月１日以降に開始する事業年度より法人税率が現行の25.5％から23.9％に引き下げられるとともに、事業税の所得割の税率が段階的に引き下げられることになりました。これに伴い、当事業年度末の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.38％から平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83％に、平成29年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06％となります。

この法定実効税率に基づき、当事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債を計算すると、繰延税金資産が6,610千円減少し、その結果、当事業年度に収益計上された法人税等調整額が6,610千円減少することになります。

5．リースにより使用する固定資産に関する注記

当社は、車両及び事務用品等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。当該リース取引については、重要性が乏しいため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資の運用については、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、業務部が顧客（CSセット利用者）ごとの債権残高を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が各部署からの報告に基づき、定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	1,894,111	1,894,111	－
⑵　売掛金及び未収入金	1,871,720		
貸倒引当金（※）	△191,821		
	1,679,899	1,679,899	－
⑶　投資有価証券	8,001	8,001	－
資産計	3,582,013	3,582,013	－
⑴　買掛金	1,357,347	1,357,347	－
⑵　未払金	232,270	232,270	－
⑶　未払法人税等	134,489	134,489	－
負債計	1,724,106	1,724,106	－

（※）売掛金及び未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金及び未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

取引所の価格によっております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　未払金、⑶　未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　333円86銭

⑵　1株当たり当期純利益金額　49円51銭

（注）1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、当事業年度に行いました株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月15日

株式会社エラン
　取 締 役 会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十幡　理一郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　松　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エランの平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第２２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

株式会社　エラン　監査役会

監 査 役 （ 常 勤 ）　林　　憲 司 ㊞

監査役（社外監査役）　髙 木 伸 行 ㊞

監査役（社外監査役）　愛 川 直 秀 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら今後の事業展開等を総合的に勘案し、普通配当を１株当たり３円とするとともに、平成27年11月９日に東京証券取引所市場第一部へ市場変更したことを記念して１株当たり３円の記念配当を加え、以下のとおり１株当たり６円の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金６円（普通配当３円、記念配当３円）
総額44,160,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年３月28日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	櫻井英治（さくらいひではる） （昭和45年3月28日）	昭和63年４月　株式会社ホンダクリオ相模原（現　株式会社ホンダカーズ神奈川西）入社 平成２年１月　日本コロンビアＤＣＳ販売株式会社入社 平成３年２月　有限会社嘉豊（現　株式会社ぴーぷる）入社 平成７年２月　当社設立　代表取締役就任（現任） 平成20年11月　株式会社エルタスク　代表取締役就任	2,160,000株
2	中島信弘（なかじまのぶひろ） （昭和44年11月11日）	平成２年１月　日本コロンビアＤＳＣ販売株式会社入社 平成３年８月　有限会社嘉豊（現　株式会社ぴーぷる）入社 平成７年２月　当社取締役就任 平成21年２月　当社専務取締役管理部長 平成27年11月　当社専務取締役（業務部管掌）（現任）	1,690,000株
3	峯崎友宏（みねざきともひろ） （昭和47年９月７日）	平成９年４月　中島雄三税理士事務所入所 平成11年12月　有限会社アイ・エス・オー（現株式会社アイシステムオフィス）入社 平成15年８月　当社入社 平成21年１月　当社営業部長 平成23年７月　当社取締役就任営業部長 平成24年10月　当社取締役東日本エリア営業部長 平成26年３月　当社取締役（営業管掌） 平成28年２月　当社取締役営業部長（現任）	56,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	わたなべ あつし 渡邉 淳 (昭和47年3月16日)	平成４年４月　富士通株式会社入社 平成９年10月　青山監査法人（現　あらた監査法人）入所 平成15年７月　野村證券株式会社出向 平成18年４月　株式会社ラルク入社 平成20年５月　同社取締役就任 平成26年５月　当社取締役ＣＦＯ就任 平成26年６月　当社取締役ＣＦＯ経理財務部長 平成27年11月　当社取締役ＣＦＯ経営管理部長（現任）	120,000株
5	あんどう よしてる 安藤 剛照 (昭和22年4月5日)	昭和45年４月　株式会社日本不動産銀行(現 株式会社あおぞら銀行）入行 平成９年６月　同行取締役総務部長 平成11年５月　株式会社キョウデン連結管理本部長 平成12年６月　同社常務取締役 平成13年６月　株式会社九九プラス代表取締役副社長 平成18年６月　昭和ＫＤＥ株式会社代表取締役社長 平成27年３月　当社社外取締役就任（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．安藤剛照氏は、社外取締役候補者であります。
３．安藤剛照氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、複数の上場会社において取締役の立場で経営に長年にわたって携われていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
４．安藤剛照氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
５．当社は、安藤剛照氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としており、再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、安藤剛照氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役の報酬額改定の件

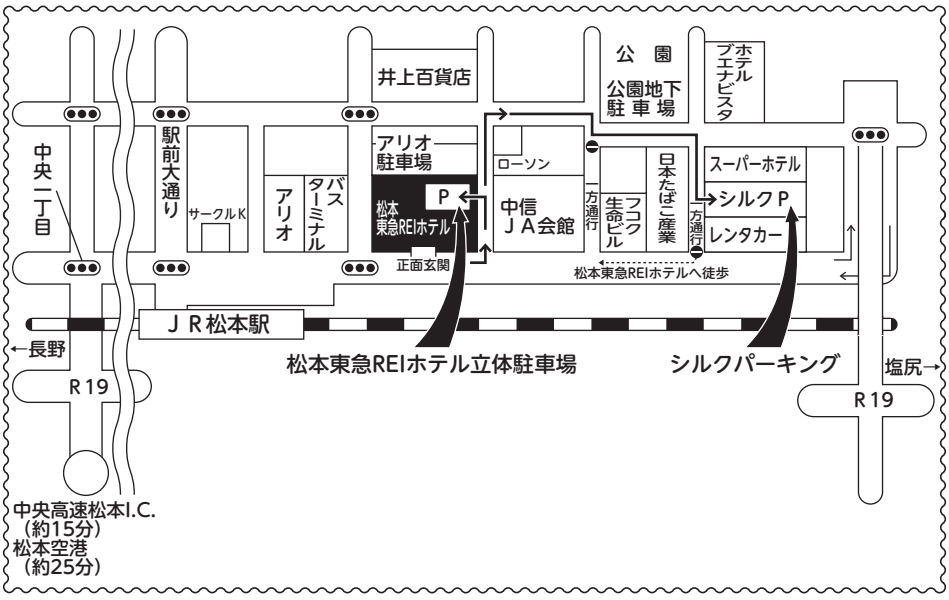
当社の監査役の報酬額は、平成26年３月25日の第20回定時株主総会において、年額11百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、年額16百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場

長野県松本市深志1-3-21
松本 東急ＲＥＩホテル（旧　松本東急イン）　３階「クリスタルルーム」
Tel.0263-36-0109



■全長５m・車高1.55m・車巾1.8m・重量1,700kg以内の車輌は、松本東急ＲＥＩホテル立体駐車場をご利用いただけます。このサイズを超える車輌につきましては、松本東急ＲＥＩホテル契約駐車場（シルクパーキング）へのご案内となります。

〔交通〕ＪＲ松本駅東口より　徒歩３分
　　長野自動車道松本Ｉ.Ｃ.より　車約15分